

真の地方財政改革を求める意見書

意見の趣旨

当会は真の地方財政改革を実現するため、関係諸機関に対し、以下のとおりの施策を求める。

- 1 地方財政の自主性（自律性）を確保するため、さらなる国庫補助負担金の改革や税源移譲のための議論を地方自治体の意見を尊重しつつ進めること
- 2 とりわけ国庫補助負担金の改革においては、地方の自由度・裁量度を高めるために必要な措置を講じること
- 3 できるだけ早期に基幹税による地方への税源移譲に必要な税制改革を実施すること
- 4 「三位一体の改革」による地方自治体間の財政力格差の拡大を解消すると同時に、財源保障を確保し地方交付税の配分において必要な措置をとること

意見の理由

2000年（平成12年）4月、地方分権一括法が施行され、地方分権に向けた抜本的な改革が始められた。しかしながら、当時その改革において極めて重要な課題であった地方財政の自主性の確立は後の課題として先送りにされた。ところが今日、地方自治体の財政改革が政府により「三位一体の改革」として提案されている。

「三位一体の改革」が日本国憲法で保障された「地方自治の本旨」をより発展させるものとして推し進められなければならないことは言うまでもない。また、地方財政法、地方自治法、地方交付税法等の関連法においても、国の地方自治体に対する幅広い財源保障責任が明らかにされ、「地方自治の本旨」を活かすためには、地方自治体の権能が最も発揮される地方税や地方交付税といった一般財源の保障こそが要諦となることが規定されている。

しかしながら、これまで国が進めてきた「三位一体の改革」は、必ずしもこれらの規定の趣旨に沿うものとはなっていない。すなわち、2004年（平成16年）11月、政府・与党は2006年度（平成18年度）までの「三位一体の改革」の全体像を明らかにし、同年12月に政府は2005年度（平成17年度）における同改革の概要を発表した。しかし、多くの課題は先送りされ、今回示された国庫補助負担金の廃止・縮減や税源移譲は、その規模及び内容の両面から、地方分権を推進するための真の地方財政改革とはほど遠いものと言わざるを得ない。

このように歪んだ「三位一体の改革」が進められる背景には、国の経済政策等によってつくりだされた財政危機がある。1980年代末の日米構造協議により策定された公共投資基本計画及び1990年代に実施されてきた景気対策は、巨額の公共事業を推し進めるために公的債務を急増させた。この経済政策のために、国は自ら実施する公共事業だけでなく、地方債の発行とその元利償還の一部に充当される地方交付税措置を通じて、地方自治体の公共事業の誘導してきた。それに加えて、国は消費拡大や企業の国際競争力強化等を目的として、所得課税や法人課税等の引き下げも行ったため、国や地方の税収は大きく減少した。

その一方で、近年、福祉や教育などの公共サービスの増加にともない、地方自治体の財政負担は増大している。しかるに、これらの公共サービスに対する国の財源保障が不十分であるために、地方自治体は多額の超過負担を強いられている。また、1990年代に国によって誘導された公共事業のための債務に対する元利償還は、地方自治体にとって大きな負担となっている。

このように、現在の地方自治体の財政危機に対する国の責任はきわめて重いにもかかわらず、今進められている「三位一体の改革」は国庫補助負担金の削減に対応した税源移譲が十分になされておらず、国の財政再建を優先させ、地方自治体にそのつけを回そうとしているとの疑惑を払拭できない。

日本国憲法が定める健康で文化的な最低限度の生活を保障することは、本来国の責務であり、国民はいずれの地方に居住しようとも、福祉や教育等の分野において、最低限の公共サービスを受ける権利を保障されている。

かような公共サービスの現実の提供者は地方自治体であり、具体的な公共サービスの提供方法は地方自治体の創意や工夫が生かされるべきであるが、国は、地方自治体が憲法の趣旨に適合した公共サービスを実現するのに必要な財源を保障する責任がある。

財政措置を伴わない制度改革は現実的ではない、と言われる。当会としても、民主主義の基盤としての地方自治を一層進める趣旨から、決議の趣旨のとおり、地方財政の確立に向けて地方自治体への適切な財源保障が担保された眞の「三位一体の改革」を求めるものである。

2005年(平成17年)2月21日

大阪弁護士会

会長 宮崎 誠